

東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部駅付近） 都市計画事業認可の告示のお知らせ

埼玉県では、春日部駅付近における東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）・野田線（東武アーバンパークライン）の高架化に向けた手続きを進めてまいりました。このたび、国土交通省から東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業の事業認可が告示されましたのでお知らせします。

事業主体

埼玉県

事業認可告示日

令和元年12月17日

都市計画事業の種類及び名称

- (1) 春日部都市計画都市高速鉄道事業 東武鉄道伊勢崎線
- (2) 春日部都市計画都市高速鉄道事業 東武鉄道野田線
- (3) 春日部都市計画道路事業 7・7・4号区画街路3号線
- (4) 春日部都市計画道路事業 7・7・5号区画街路4号線
- (5) 春日部都市計画道路事業 7・7・6号区画街路5号線
- (6) 春日部都市計画道路事業 7・7・7号区画街路6号線
- (7) 春日部都市計画道路事業 7・7・8号区画街路7号線
- (8) 春日部都市計画道路事業 8・7・3号特殊街路3号線

事業施行期間

- (1) (2) (3) (4) については令和元年12月17日から令和14年3月31日
- (5) (6) (7) (8) については令和元年12月17日から令和13年3月31日

施行期間中の注意点

- ・事業地内において建築等を行う場合、許可が必要となります。（都市計画法第65条）
 - ・事業地内の土地等を有償で譲り渡す際届出が必要となります。（都市計画法第67条）
 - ・事業地内の土地所有者は買取りの請求を行うことができます。（都市計画法第68条）
- 詳しくは以下までお問合せください。

問合せ先

埼玉県越谷県土整備事務所 鉄道高架担当 電話：048-964-5221